

武蔵野市障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、武蔵野市（以下「市」という。）内に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第36条第1項に規定するサービス事業所（以下「事業所」という。）を設置した者に対し、当該事業所の運営に要する費用の一部を補助することにより、障害福祉サービスの利用者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象事業所)

第2条 補助の対象となる事業所（以下「補助対象事業所」という。）は、市内に設置され、かつ、障害者総合支援法第5条に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（障害者総合支援法第41条の2第1項の申請に係る同法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスを除く。以下「日中活動系サービス」という。）のいずれか1つ以上を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業所については、補助の対象としない。

- (1) 営利を目的とする法人が設置する事業所
- (2) 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、補助対象事業所の運営に要する経費（日中活動系サービスに係る経費に限る。）とする。ただし、東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領（平成27年3月31日付け26福保障居第3182号）に基づき市区町村が実施する補助事業に係る経費を除く。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、次に掲げる額を合算した額を限度として、予算の範囲内で市長が定める額とする。

- (1) 基本補助額 次に掲げる額に補助対象事業所における各月の初日の在籍者の数又は定員の数のいずれか少ない数を乗じて得た額とする。

ア 補助金の申請をする日の属する年度（以下「補助申請年度」という。）以前3年度において、東京都の福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）を受審しているとき（新規に開設する事業所については、当該開設の日の属する年度以後3年度の間に於いて、第三者評価を1回以上受審するとき。）は、17,000円

イ アに規定するとき以外のときは、8,000円

(2) メニュー選択式加算額 次のアからカまでのうち3項目以上に該当するときは、72,000円に補助対象事業所における補助対象年度の初日の在籍者の数又は定員の数のいずれか少ない数を乗じて得た額(年度の途中で開設した事業所については、6,000円に当該事業所を開設した日の属する月から同日の属する年度の末日までの月数を乗じて得た数に、同日における在籍者の数と定員の数のいずれか少ない数を乗じて得た額)とする。この場合において、イに該当する場合は、98,000円に補助対象年度の前年度において医療的ケアを要する者の数を乗じて得た額を別途算定する。

ア 補助対象年度の前年度における補助対象事業所の在籍者のうち、次に掲げるものの合計の割合が30パーセント以上であること。

(ア) 日中活動系サービスの生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び就労移行支援を利用している者で、障害者総合支援法第4条第4項に規定する障害支援区分(当該在籍者が50歳以上の者である場合は、当該在籍者の判定されている区分から1区分上位のものとみなして判定した区分。以下この号において同じ。)が4から6までの利用者(障害支援区分が4の利用者にあつては、当該障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が10点以上である者に限る。)

(イ) 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び就労移行支援を利用している者で、別表第1に定める障害の程度に該当する障害を有するもの又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく障害基礎年金1級を受給しているもの

イ 補助対象年度の前年度において、別表第2に定める医療的ケアを要する者を1名以上受け入れていること。

ウ 障害者総合支援法第5条第18項に規定する共同生活援助を行うサービス事業所において、連携体制をとる事業者として指定されていること。ただし、当該補助対象事業者が共同生活援助を行う事業所と連携体制を有すると市長が特に認める場合は、この限りでない。

エ 補助申請年度の前年度以前4年度のいずれかにおいて、一般就労へ移行する者の数の実績が別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に定める目標値を達成していること。ただし、これに該当しない場合であっても、就労継続支援B型について、別表第4の左欄に掲げる平均工賃の区分に応じ、同表右欄に定める工賃実績を達成しているときは同様の取扱いとする。

オ 補助対象年度の前年度において、障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設から退所後1年以内の者又は医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に1年以上入院し退院後1年以内の者を1名以上受け入れていること。

カ 補助申請年度以前3年度のいずれかにおいて、補助対象事業所に別表第5に定める研修を受講した職員が1名以上在籍し、かつ、当該事業所内での研修が行われていること（職員が研修を受講しない年度にあつては、別表第5に定める研修を踏まえた研修が当該事業所内で行われていること。）。

（3） 障害者等雇用加算額 次に掲げるいずれかの者（法令その他制度により、その者を雇用することにより補助金等が支給される者を除く。）を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の規定に基づく職員配置基準以外に雇用し、当該者の雇用時間の合計（以下「総雇用時間」という。）が400時間以上であるときは、別表第6左欄に掲げる総雇用時間数の区分に応じ、同表右欄に定める額とする。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月22日42民児精発第58号）の規定による愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

イ 各月の初日において、満65歳以上満70歳未満の者

ウ 母子家庭の母若しくは寡婦又は父子家庭の父若しくは寡夫

（4） 第三者評価の受審経費補助額 第三者評価を受審したときは、補助対象事業所が評価機関に対して支払った額と60万円のいずれか少ない額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、武蔵野市障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が社会福祉法人である場合にあつては、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和49年9月武蔵野市条例第34号）第2条及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和49年9月武蔵野市規則第19号）第2条の規定により申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果、補助することを決定したときは、武蔵野市障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助しないことを決定したときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、申請者が社会福祉法人である場合にあっては、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例第3条及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則第3条の規定により通知するものとする。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業所については、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

（1）身体障害者福祉法、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、障害者総合支援法若しくは社会福祉法（昭和26年法律第45号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの

（2）市及び東京都が実施する指導検査における文書指摘事項について、度重なる指導にもかかわらず改善しないもの又は改善の見込みがないもの

（3）市と東京都による協議において決定されたもの
（補助金の交付）

第7条 市長は、前条第1項又は第3項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた事業（以下「補助事業」という。）の遂行にあたって必要と認める限度において、補助金の全部又は一部を概算払により交付するものとする。

2 交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、前項の規定による概算払いによる補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該補助事業者に対し、速やかに当該補助金を交付するものとする。
（状況報告）

第8条 市長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求めることができる。
（補助事業の遂行命令等）

第9条 市長は、前条の規定により求めた報告の結果、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件（以下「交付決定の内容等」という。）に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、交付決定の内容等に従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、補助事業者が、前項の命令に違反したときは、その者に対し、補助事業の一時停止を命ずることができる。

(承認事項)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をしようとするとき。

(2) 補助事業の中止又は廃止をしようとするとき。

(事故報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(実績報告の提出)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は交付決定に係る会計年度が終了したときは、当該補助事業が完了した日又は当該交付決定を受けた日の属する年度の末日から30日以内に、武蔵野市障害者日中活動系サービス推進事業実績報告書（第3号様式）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。第10条第2号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合も、同様とする。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、当該報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容等に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、武蔵野市障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付額確定通知書（第4号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第14条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、武蔵野市障害者日中活動系サービス推進事業補助金概算払精算書（第5号様式）を市長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、交付決定の内容等その他法令又は交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第13条の規定により補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第17条 市長が、第15条第1項の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を納付しなければならない。

2 市長が、補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納付日までに納付しなかったときは、補助事業者は納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

3 前2項の規定により算出された額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満のときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(違約加算金の計算)

第18条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第19条 第17条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金の一時停止等)

第20条 市長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額を相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過しない間は、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、補助事業者が前項の規定による市長の承認を受けて取得財産を処分することにより収入を得たと認めるときは、当該収入の全部又は一部に相当する額を市に納付させることができる。

3 補助事業者は、取得財産について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従い効率的な運用を図らなければならない。

(帳簿等の整理保管)

第22条 補助事業者は、補助対象経費に係る収支の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収支について証拠書類を整備し、当該補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

2 補助金の申請をする日の属する年度以前3年度において、東京都福祉サービス第三者評価を受審せず、かつ、平成22年度に東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱の規定に基づく東京都民間社会福祉サービス推進費補助金の交付を受けていない者が、この要綱の適用の日から平成26年3月31日までの間に補助金の交付を受ける場合の基本補助額の算定については、別表中「8,000円」とあるのは、「17,000円」とする。

付 則（平成28年4月22日要綱第114号）

この要綱は、平成28年4月22日から施行する。

付 則（令和2年4月1日要綱第41号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 5 年 4 月 18 日要綱第 8 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 18 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 5 年度のメニュー選択式加算額に限り、申請者が次に掲げる要件の全てに該当するときは、改正後の第 4 条第 2 号の規定にかかわらず、36,000 円に補助対象事業所における年度初日在籍者の数又は定員の数のいずれか少ない数を乗じて得た額とする。この場合において、申請者が第 4 条第 2 号イに該当するときは、49,000 円に当該医療的ケアを要する者の数を乗じて得た額を別途算定するものとする。

（1） 令和 4 年度にメニュー選択式加算が算定されていること。

（2） 令和 5 年度に第 4 条第 2 号アからカまでのうち 2 項目以上に該当し、かつ、令和 6 年度に 3 項目以上に該当することを報告していること。

- 3 令和 5 年度分の補助金について、就労継続支援 B 型事業所が次の表に該当することを報告したときは、改正後の第 4 条第 2 号エただし書と同様の取扱いとする。

平均工賃（令和元年度実績）	令和 2 年度から令和 4 年度のいずれかで達成すべき工賃額
16,154 円以上の事業所	14,777 円（令和 2 年度の平均工賃）以上かつ前年度の 1 割増
16,154 円未満の事業所	14,777 円以上

付 則（令和 6 年 6 月 11 日要綱第 33 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 6 月 11 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行前に改正前の別表第 5 に定める研修を受講した職員は、改正後の別表第 5 に定める研修を受講したものとみなす。

付 則（令和 7 年 3 月 17 日要綱第 192 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 3 月 17 日から施行する。ただし、改正後の第 4 条第 2 号エ及び別表第 4 の改正並びに次項の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和6年度分の補助金について、就労継続支援B型事業所が令和4年度の平均工賃について、「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（令和6年3月29日付け障発0329第42号）による改正前の「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（平成24年4月11日付け障発0411第4号）に定める計算方法によって算定したうえで次の表に該当することを報告したときは、改正後の第4条第2号エただし書と同様の取扱いとする。

平均工賃（令和4年度実績）	補助申請年度の前年度で達成すべき工賃実績
16,320円以上の事業所	平均工賃以上かつ前年度の1割増
16,320円未満の事業所	平均工賃以上

付 則（令和7年5月19日要綱第16号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年5月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に改正前の別表第5に定める研修を受講した職員は、改正後の別表第5に定める研修を受講したものとみなす。

付 則（令和7年10月1日要綱第87号）

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

付 則（令和8年6月10日要綱第42号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和8年度分から令和11年度分までの補助金の交付額の算定に関する改正後の第4条第3号イの規定の適用については、同号イ中「満65歳以上満70歳未満」とあるのは、令和8年度分にあつては「満61歳以上満66歳未満」と、令和9年度分にあつては「満62歳以上満67歳未満」と、令和10年度分にあつては「満63歳以上満68歳未満」と、令和11年度分にあつては「満64歳以上満69歳未満」とする。

別表第 1（第 4 条関係）

障害者の区分	障害の程度
知的障害者	精神発育の遅滞の程度が最重度以上のもの
身体障害者	身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第 5 号に定める身体障害者障害程度等級表のうち 1 級以上の障害のあるもの
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第 6 条第 3 項に定める障害等級のうち 1 級のもの

別表第 2（第 4 条関係）

医療的ケアの内容
人工呼吸器（鼻マスク式補助喚起法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）の管理
気管切開の管理
鼻咽頭エアウェイの管理
酸素療法
吸引（口鼻腔・気管内吸引）
ネブライザーの管理
経管栄養
中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）
皮下注射
血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む。）
継続的な透析（血液透析、腹膜透析を含む。）
導尿
排便管理
痙攣時の坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置

別表第 3（第 4 条関係）

事業名	補助申請年度の前年度以前 4 年度のいずれかにおいて達成すべき一般就労へ移行する者の数の目標値	備考
生活介護	令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28	令和 3 年度の移行実績がな

	倍以上	い場合は、補助申請年度の 前年度以前4年度のいずれ かで2人以上の移行実績が あれば、これを満たすもの とする。
自立訓練	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28 倍以上	
就労継続支援A型	令和3年度の一般就労への移行実績の1.29 倍以上	
就労継続支援B型	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28 倍以上	
就労移行支援	令和3年度の一般就労への移行実績の1.31 倍以上	

別表第4（第4条関係）

平均工賃（令和4年度実績）	補助申請年度の前年度以前3年度のいずれかで達成すべ き工賃実績
21,489円以上の事業所	平均工賃以上かつ前年度から1割増
21,489円未満の事業所	平均工賃以上

備考 平均工賃及び工賃実績は、「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（平成24年4月11日付け障発0411第4号）に定める計算方法によって算定することとする。

別表第5（第4条関係）

東京都が指定する研修
障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修
障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修「障害福祉サービス等人材育成・定着支援セミナー（研修動画配信）」
障害者虐待防止・権利擁護研修【障害者福祉施設等職員研修（講義部分）】
障害者虐待防止・権利擁護研修【障害者福祉施設等職員研修（演習部分）】
東京都障害者ピアサポート研修
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）
医療的ケア児等受入促進研修
マッチングスキル等向上研修
医療機関連携スキル向上研修

定着支援研修
工賃アップセミナー 基礎編
工賃アップセミナー 応用編
工賃アップセミナー 体験編
経営維持向上セミナー

別表第6（第4条関係）

総雇用時間数	助成額（事業所当たり年額）
400時間以上799時間以下	435,000円
800時間以上1,199時間以下	726,000円
1,200時間以上1,599時間以下	1,016,000円
1,600時間以上1,999時間以下	1,306,000円
2,000時間以上2,399時間以下	1,597,000円
2,400時間以上	1,887,000円